

# 農山漁村振興交付金フル活用のススメ

1. 農村政策の展開方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 農山漁村振興交付金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
3. 地域資源活用価値創出対策の概要・・・・・・・・・・・・ P 4
4. 地域資源活用価値創出対策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
  - (1) 地域活性化型・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
  - (2) 創出支援型・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
  - (3) 定住促進・交流対策型、産業支援型・・・・・・・・ P 15
  - (4) 農泊推進型・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
  - (5) 農福連携型・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
5. 中山間地農業推進対策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
6. 最適土地利用総合対策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 32
7. 山村活性化対策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 35
8. 都市農業機能発揮対策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 36
9. 農山漁村振興交付金における企業版ふるさと納税の活用について・・ P 38
10. 「デジ活」中山間地域について・・・・・・・・・・・・ P 39
11. ディスカバー農山漁村（むら）の宝について・・・・・・・・ P 42
12. 農山漁村地域づくりホットラインの活用・・・・・・・・ P 43

# 農村政策の展開方向

- 農村においては、高齢化・人口減少が更に進行する中で、農村内部の人口の維持及び**農業・農村に継続的に関わる農村外部の多様な人材(「農村関係人口」)**の拡大が重要である。
- このため、農村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る**「経済面」**の取組と、生活の利便性の確保を図る**「生活面」**の取組について、**民間企業、関係省庁と連携**して推進する必要がある。

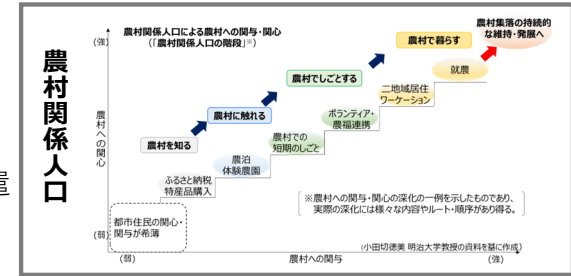
## 民間企業、地方公共団体、関係省庁との連携・農村関係人口の拡大

### ○民間企業、地方公共団体及び関係省庁との連携

- ・官民共創の仕組みを活用した地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業のマッチング
- ・都市部や市街地の**企業のCSV活動や研修等**による持続的な**農村への社員の派遣、官民の副業の促進等**
- ・二地域居住の普及・定着による農村への人の呼び込み・**地域おこし協力隊**の農業への従事や農村RMOへの参画
- ・通いによる**農業への参画・コミュニティ維持・特定地域づくり事業協同組合制度**による農村RMOや農業等への人材派遣

### ○農村関係人口の裾野拡大

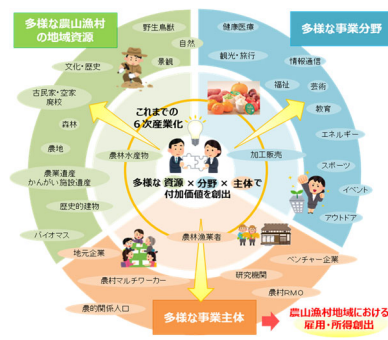
- ・地域内外の多様な主体との協働による**棚田・農業遺産の魅力の発信** ・市民農園や体験農園等による**農業体験の推進**



## 「経済面」の取組

### ○多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

- ・農村の**地域資源をフル活用**し他分野と連携する取組を更に推進することにより、**付加価値のある内発型の新事業を創出**
- ・**インバウンドを含む旅行者の農村への誘客促進**や、**宿泊単価等の向上(高付加価値化)**に資する取組を通じた**農泊の推進**
- ・障害者その他の**社会生活上支援を必要とする者の社会参画**とこれを通じた**地域農業の振興**を図る**農福連携の推進**



## 「生活面」の取組

### ○農村RMO(農村型地域運営組織)の形成推進

- ・農用地保全活動や農業に関する**経済活動と併せて生活支援**を行う**農村RMOの形成**
- ・農村RMOの**立ち上げや活動充実の後押し**と、**市町村・都道府県・関係府省と連携したサポート体制の構築**



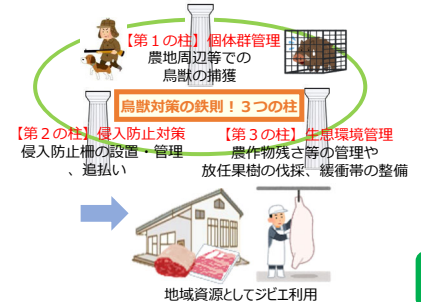
### ○地域の共同活動の維持、中山間地域等の振興

- ・多面的機能支払は、活動組織の更なる体制強化に向け、**多様な人材の参画及び活動組織の広域化**を推進
- ・中山間地域等直接支払は、**集落協定のネットワーク化**や**多様な組織等の参画、スマート農業技術の導入、棚田地域における振興活動等**を推進



### ○鳥獣被害対策とジビエ利用の推進

- ・ICT等を活用した**見回り作業の省力化**など**効果的かつ効率的な捕獲対策**
- ・**高度な人材の育成、広域的な捕獲活動**
- ・衛生管理の知識等を有する**ジビエハンターの育成**、**製造時の衛生管理技術の向上**、**観光と組み合わせる等の新たな需要喚起**



### <対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、**多様な人材が農村に関わる機会を創出**するとともに、農山漁村の**多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等**の取組や**農村に人が住み続けるための条件整備**など農村振興施策を総合的に推進することにより、**地域社会の維持、活性化**を後押しします。

<交付等要綱等>



### <事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）等

## <事業の全体像>

### 農山漁村地域

#### 地域資源活用価値創出対策

##### 地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

##### 地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

（関連事業）  
地域資源活用価値創出委託調査事業

#### 地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

#### 創出支援型



官民共創による地域課題解決

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

#### 農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



#### 農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

#### 定住促進・交流対策型、産業支援型



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修



遊休資産を活用した滞在施設の整備



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

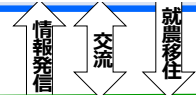
### 都市部

#### 都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



地域社会の維持・活性化

### 中山間地域等

#### 中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成



高収益作物の導入



栽培技術のeラーニング

#### 最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成



農地の粗放的利用



荒廃農地の再生

#### 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

# 地域資源活用価値創出による所得の向上、雇用の創出

(旧 農山漁村発イノベーション)

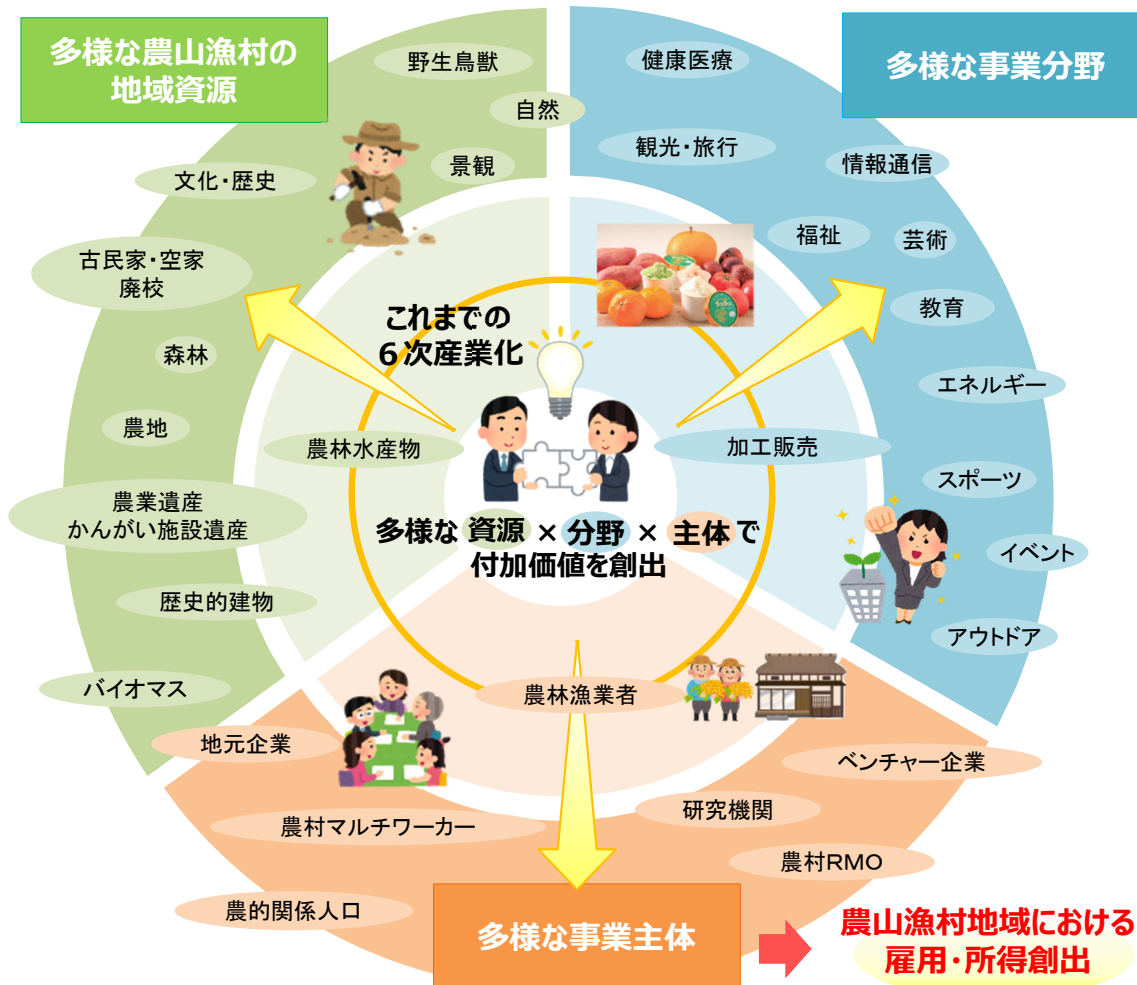
## <対策のポイント>

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の**多様な地域資源も活用**し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた**多様な主体の参画・連携**の下で付加価値を創出することにより、農山漁村における**所得の向上、雇用の創出**を図ります。

## <事業の全体像>

### 地域資源活用 価値創出

- 農山漁村のあらゆる**地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野**との**連携**を一層促進



### 農山漁村の地域資源を活用した付加価値の創出事例

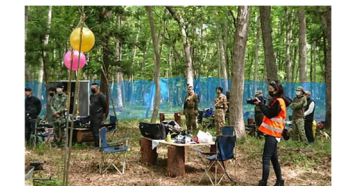
#### 「農産物、景観」 × 「加工販売、観光・旅行」 × 「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。  
(栃木県宇都宮市)



#### 「森林」 × 「スポーツ」 × 「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。  
(栃木県壬生町)



#### 「農産物」 × 「加工販売、観光旅行、教育」 × 「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。  
(長崎県大村市)



<対策のポイント>

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）等

<事例集>



<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。 ※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的な展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

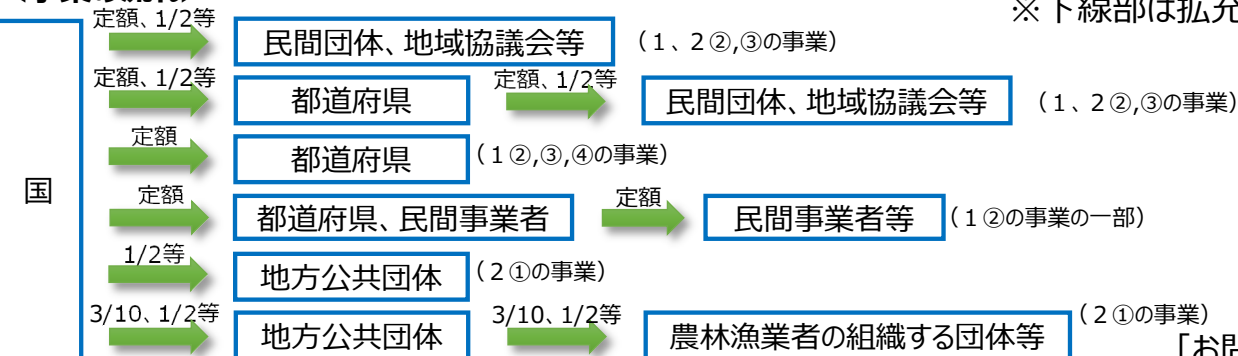
- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充事項



1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



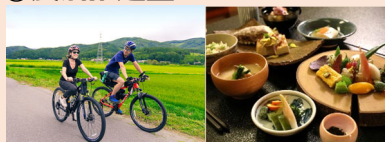
地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 創出支援型



官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③ 農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

④ 農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型

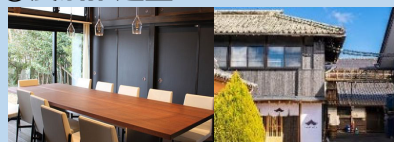


農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

② 農泊推進型



食の高付加価値化に不可欠な内装の改修 遊休施設を活用した滞在施設の整備

③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

# 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらう**ことを入口に、**地域資源を活用した付加価値の創出や農村関係人口の拡大、二地域居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

<事例集>



## <事業目標>

農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数（1,190市町村〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化**に向けて、**アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用**等を支援します。  
【事業期間：3年、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】  
※条件不利地においては、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、事業期間・交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定  
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動  
（高齢者の移動確保）

### 2. 農山漁村関わり創出事業

農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成**等を支援します。  
【事業期間：1年、交付率：定額】



農村プロデューサー養成講座（対面講義）  
（講師による講義）



農村プロデューサー養成講座（対面講義）  
（ワークショップ）

### 3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化**や、**農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成及び企業等と農業・農村の協働**に向けた**情報発信の取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

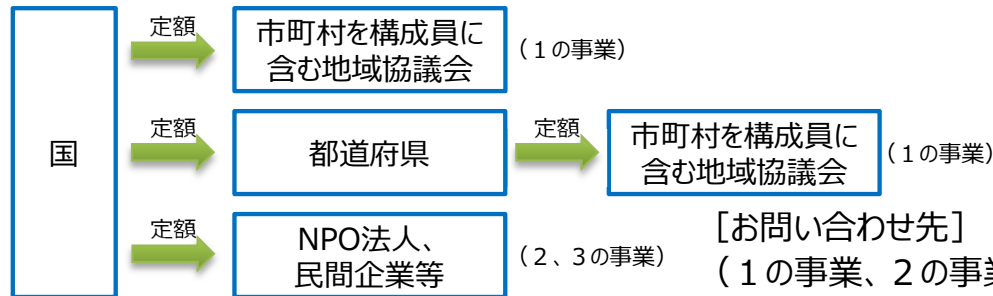


WebサイトやSNSによる  
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

（1の事業、2の事業）

（3の事業のうち優良事例の情報発信）

（3の事業のうち農業遺産等の情報発信）

農村振興局都市農村交流課

農村計画課

鳥獣対策・農村環境課

（03-6744-1855）

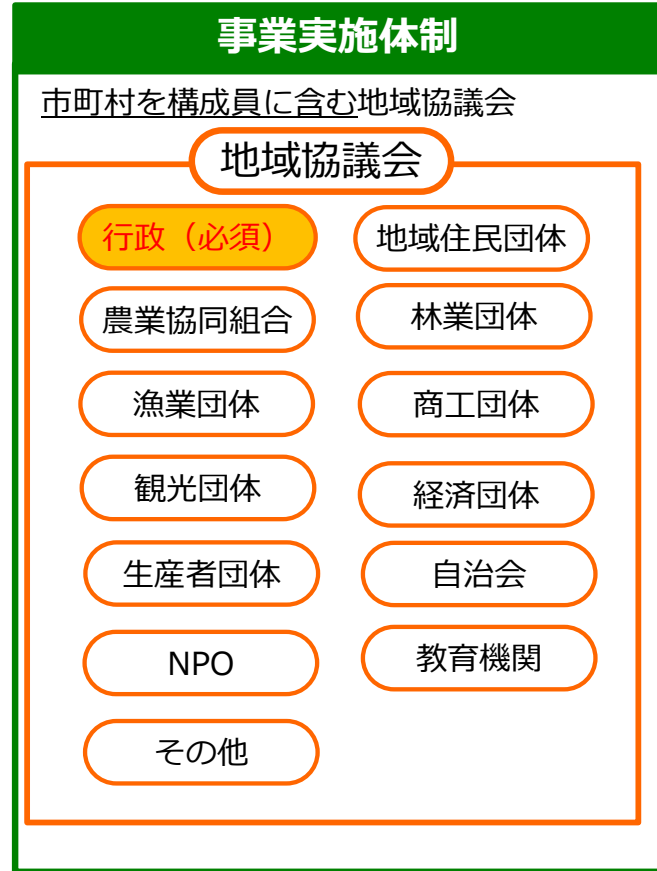
（03-3502-6001）

（03-6744-0250）

# ■ 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）のうち 活動計画策定事業

令和8年度予算額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

○ 事業実施主体となる地域協議会に対して、地域の活動計画づくり等の支援を行う。



地域協議会の取組への支援

### 事業内容等


#### 活動計画策定事業

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から④までの取組に係る活動計画づくりを支援（①については、②若しくは③と併せて実施する必要があり、④は必須の取組）


- ①都市と農山漁村の人々が交流するための取組
  - ・教育旅行農業体験、農村関係人口の拡大に向けたイベントの実施等
- ②都市住民が農山漁村に定住するための取組
  - ・定住促進体験ツアー、お試し暮らしの実験等
- ③農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組
  - ・公共交通予約アプリの開発、買い物支援、見守りサービス等
- ④地域資源を活用した新たな付加価値創出の取組
  - ・地域資源を活用した新商品開発、体験プログラムの造成等

#### 【具体的な事業内容】

(1)地域の活動計画の策定	ア アドバイザーを活用したワークショップの開催 イ 先進地視察・セミナー参加 ウ 活動計画の策定
(2)体制構築及び実証活動等	ア 取組を実施するための体制構築 イ 取組の具現化に向けた実証活動 ウ 取組の具現化のためICT等専門的スキルの活用



地域の活動計画の策定  
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動  
(高齢者の移動確保)

※上記のうち、(1)イ及び(2)ウの取組以外の全ての取組を実施することが必要

### 交付額

<p>【基本額】</p> <p>1年目の上限額 500万円 2年目の上限額 250万円 3年目は0万円</p> <p>【条件不利地域の場合】</p> <p>各年度基本額に <b>100万円を加算</b></p> <p>【専門的スキルを活用する場合】</p> <p>各年度基本額に <b>250万円を加算</b></p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">                     1年目 合計上限 850万円                 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">                     2年目 合計上限 600万円                 </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">                     3年目 合計上限 350万円                 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9E1F2; text-align: center;">                     基本額 上限 500万円                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9E1F2; text-align: center;">                     基本額 上限 250万円                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9E1F2; text-align: center;">                     基本額 上限 250万円                 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9F2D9; text-align: center;">                     条件不利地域 100万円加算                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9F2D9; text-align: center;">                     条件不利地域 100万円加算                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #D9F2D9; text-align: center;">                     条件不利地域 100万円加算                 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; background-color: #F2D9D9; text-align: center;">                     専門的スキルの活用 250万円加算                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #F2D9D9; text-align: center;">                     専門的スキルの活用 250万円加算                 </td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #F2D9D9; text-align: center;">                     専門的スキルの活用 250万円加算                 </td> </tr> </table>	1年目 合計上限 850万円	2年目 合計上限 600万円	3年目 合計上限 350万円	基本額 上限 500万円	基本額 上限 250万円	基本額 上限 250万円	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算
1年目 合計上限 850万円	2年目 合計上限 600万円	3年目 合計上限 350万円											
基本額 上限 500万円	基本額 上限 250万円	基本額 上限 250万円											
条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算	条件不利地域 100万円加算											
専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算	専門的スキルの活用 250万円加算											

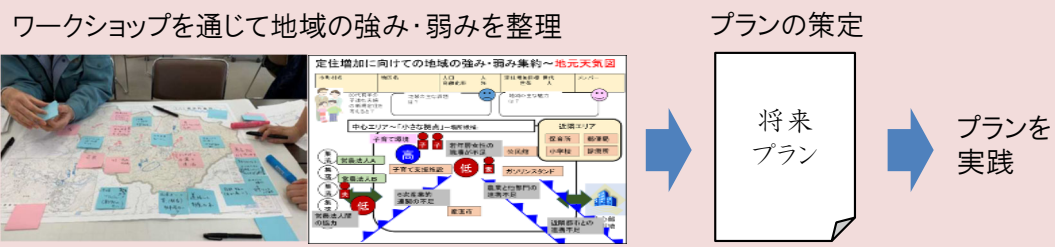
# 活動計画策定事業の具体的な活用イメージ

## ①地域の将来プランの策定

集落機能を継続・維持していくため、地域住民の主体的な参画による、**地域の現状把握と将来プランの策定**

(取組の例)

- ①アドバイザーとともに、農業就業人口等の現状把握、人口の安定化のための目標の検討
- ②ワークショップ（話し合い）を通じて、自治会、行政機関、農業法人、商工・福祉・子育て等各団体の関係性を見える化し、**地域運営の強み・弱みを整理**
- ③農業法人等を中心に取り組むべき活動と目指す姿＝「**将来プラン**」を策定
- ④市町村等との連携した**実施体制のもとでプランを実践**

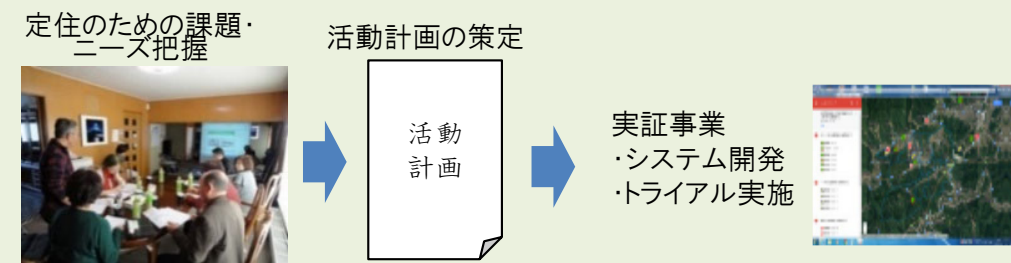


## ②スマート定住構想の実践

ICTを最大限活用して、定住条件を強化するための総合的な活動計画を策定して実践

(取組の例)

- ①先進地視察、ワークショップを通じて、定住のための課題・ニーズの把握
- ②買い物、交通、福祉、教育、農業などの分野において、ICTを活用したシステム開発など活動計画を策定
- ③協議会等の**実施体制を構築**し、活動計画に基づく**実証活動を実施**
- ④①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**



## ③スモール・ビジネスの育成

地域資源を活用して、規模は小さくても**外貨を獲得するための事業計画**を策定して実践

(取組の例)

- ①スモール・ビジネスにおいて有用な地域資源や自然環境について、地域住民や地元企業等で**ワークショップ（話し合い）を実施**
- ②経営戦略や収支に係る**事業計画を策定**
- ③**実施体制を構築**の上で**実証事業**を行い、事業の本格化につなげる
- ④ ①～③の活動に伴走する**専門スキルを持ったアドバイザーを活用**

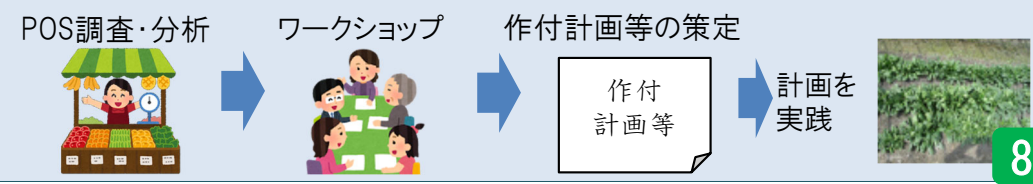


## ④スマートフードシステムの実践

地域の直売所におけるPOSデータを調査し、消費者ニーズを分析することで、**直売所の運営計画や生産者の作付計画に反映**

(取組の例)

- ① **地域の直売所のPOSデータを調査**し、消費者ニーズを分析することで、**地域の需要を見える化**
- ② ①を踏まえ、地域の生産者や地域の消費者等で、**ワークショップ（話し合い）を実施**し、**直売所の運営計画や生産者の作付計画を策定**
- ③ 直売所の運営者や生産者が、②で策定した**計画を実践**



# 活動計画策定事業の具体的な活用イメージ

## ⑤被災地域の将来プランの作成

被災した農山漁村の復興に向けて、地域住民と市町村との協働による地域の将来プラン※の策定

※地域の将来プラン例：地域のコミュニティ維持のための取組、農山漁村の活性化及び自立化、地域における農業経営・生産体制・販路の確保や農地・農業用施設の適正管理、関係人口の創出や拡大による雇用や所得の確保 など

(取組の例)

- ①被災地の復興に詳しいアドバイザー等を活用し、地域住民と市町村が参加したワークショップ（話し合い）を開催して、復興に向けた課題・ニーズを把握する。
- ②被災地の復興に関する先進地視察なども通じて、今後復興に向けて取組むべき活動と目指す姿（地域の将来プラン＝活動計画）を策定。
- ③活動計画を実践するための実施体制を構築し、計画を実践。

(支援の例)

- ①アドバイザーの謝金、宿泊費・交通費
- ②ワークショップ開催のための会議室借料
- ③先進地視察のための宿泊費・交通費
- ④活動計画に掲げられた取組の実証活動（雇用や所得の確保のための事業の試行等） など

※なお、地域協議会構成員の人件費相当分は支援対象外です。



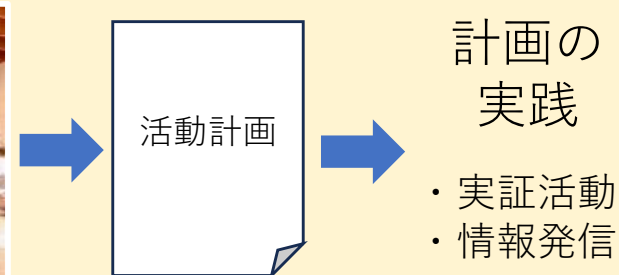
ワークショップの開催



勉強会の開催



先進地視察



活動計画の策定

# 『農村プロデューサー』養成講座 カリキュラムの概要

- 「入門コース」「実践コース」の2種類のコースで構成。さらに、講座修了者（実践コース）と講師陣をつなぐネットワークを構築。
- オンライン形式（ライブ配信による講義や演習）も併用し、事例を基にした模擬演習や受講生等自らの実践活動による現場力アップを重視。

## 『農村プロデューサー』養成講座 ～地域に消えない火を灯せ～

### 1. 研修の目標

- ・ 農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

### 2. 受講対象者

- ・ 地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能  
(実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい)

### 入門コース（定員なし）

### 3. 主な内容

#### オンライン講演（ライブ配信）

- ・ 地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・ 地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・ チャットを用いた質疑応答
- ・ 全6回（各90分程度）

### 1. 研修の目標

- ・ 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

### 2. 受講対象者

- ・ 地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

### 3. 主な内容

#### (1) オンライン講義（ライブ配信）

- ・ 地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・ 地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・ チャットを用いた質疑応答
- ・ 2日間（計6時間程度）

#### (2) 対面講義（事例を基にした模擬演習等）

- ・ ワークショップ形式の演習により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また受講生同士の連携も推進
- ・ 2泊3日（全国5会場で開催予定）

### 実践コース（定員あり）

#### (3) 受講生自らの実践活動（オンラインゼミ）

- ・ 受講生及び修了生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・ 受講生及び修了生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・ モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

### ネットワークへの参画希望者



# 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

## <対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<パンフレット等>



## <事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

### 地域資源活用・地域連携推進支援事業



地域の農林水産物で  
新商品を開発



竹林の景観を活かした  
キャンプ事業の創出

### 2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

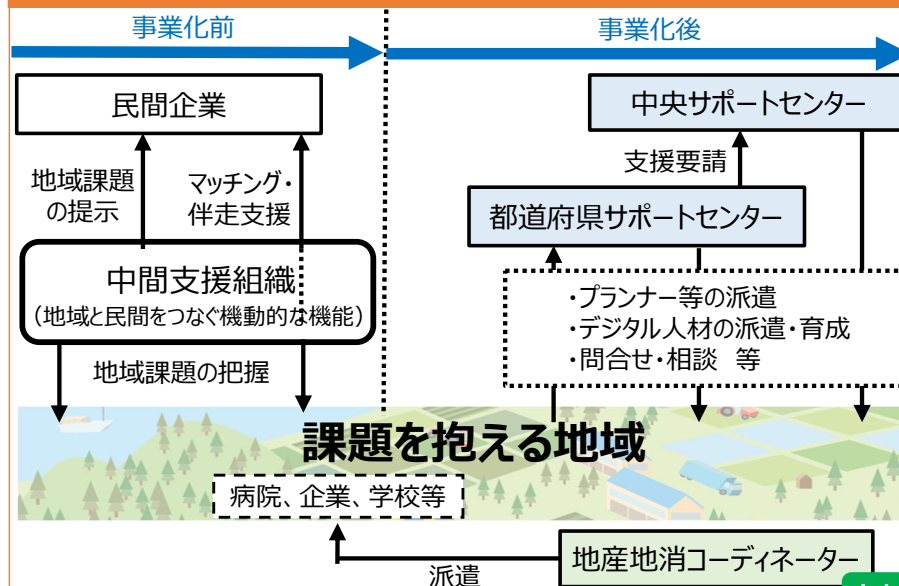
① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。

② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

### 地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業

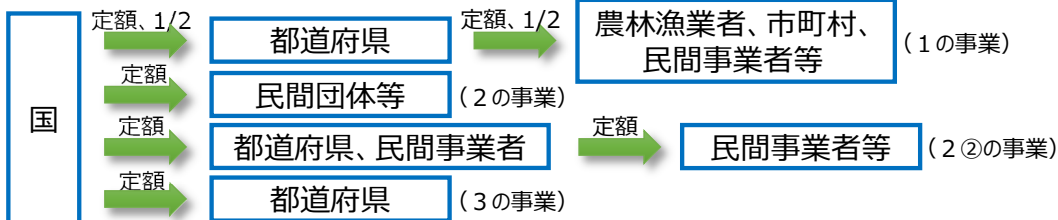


### 3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

## <事業の流れ>



[お問い合わせ先]  
 (1、2①③、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)  
 (2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

# ■地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）・地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

○従来の6次産業化の取組に加え、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して、ソフト・ハード両面から支援。

## 事業実施主体

- ・農林漁業者等
  - ・商工業者の組織する団体
  - ・民間事業者
  - ・特定非営利活動法人
  - ・一般社団法人、公益社団法人
  - ・一般財団法人、公益財団法人
  - ・市町村、市町村協議会
  - ・特認団体 ほか
- ※支援対象となる取組のうち、④はコンソーシアムも可
- ※事業実施主体が市町村以外の場合、事業実施主体と農林漁業者等を含む3者以上のネットワークを構築する必要があります。
- ※事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ市町村戦略を定めている必要があります。

- 中央サポート事業
- ・民間団体等
- 都道府県サポート事業
- ・都道府県

- ・農林漁業者団体※
  - ・中小企業者※
- ※①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画  
②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画  
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略のいずれかに基づく整備事業計画が必要です。

付加価値の創出を図る取組に対する支援

## <ソフト対策>

### 創出支援型

#### 地域資源活用・地域連携推進支援事業

支援対象となる取組（複数の組合せも可）

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

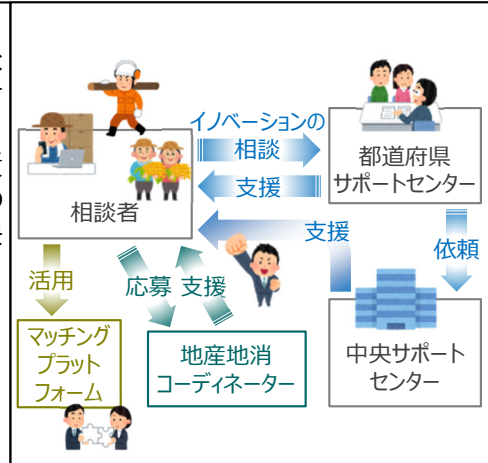
①～③は取組に必要な設備・機器の導入も可能

事業実施期間：1年間  
または2年間  
交付率：①～③：1/2以内  
④：定額  
上限：500万円/事業期間

- ※ 対象地域の指定があります。また、付加価値額及び売上高増加の目標設定が必要です。
- ※ 都道府県を通じて支援します。

#### 地域資源活用・地域連携サポート事業

- 中央サポート事業
- ① 都道府県サポートセンターとの連携により、高度な課題解決に取り組む事業者等の経営改善の取組に対し専門家派遣等による伴走支援
- ② 地銀等の中間支援を通じた案件形成の推進、民間資金の活用と人材確保、企業・学生等の多様な主体の参入促進により、農山漁村の抱える地域課題の解決と稼げる農林水産業の実現を目指す取組
- ③ 施設給食における地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等
- 都道府県サポート事業
- 多様な課題解決に取り組む事業者等の経営改善の取組に対し専門家派遣等による伴走支援



※ 経営改善の取組に対する伴走支援を受けるには、経営改善の目標を設定し、支援対象者に選定される必要があります。

## <ハード対策>

### 産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な施設（農林水産物加工・販売施設等）の整備を支援

事業実施期間：1年間  
交付率：3/10以内、ただし要件によっては1/2以内  
上限：1億円  
（最大2億円※要件あり）

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



地域資源活用価値創出対策



# 起業促進プラットフォーム「INACOME」

農山漁村振興交付金/地域資源活用・地域連携中央サポート事業「地域資源活用・地域連携促進事業」

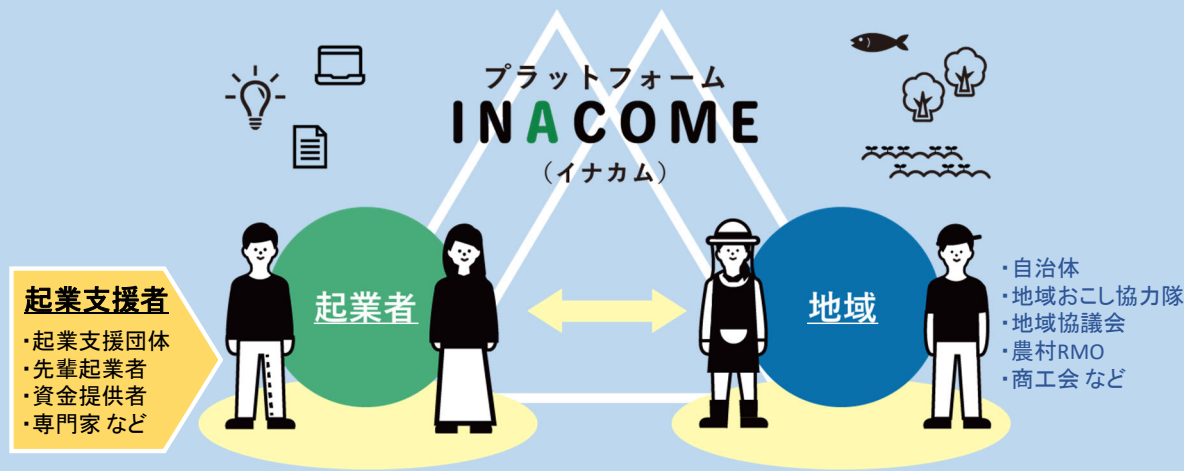
- 平成30年秋に農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するための起業促進プロジェクト「INACOME」(イナカム)を始動。
- 起業に関する施策の情報発信や、ビジネスプランの磨き上げができる環境を整備するとともに、地域資源を活用したビジネスコンテスト(令和7年度は令和7年12月19日に開催)等を実施。
- 令和元年9月末にはオンライン上で起業者や起業支援者が交流できるプラットフォームを開設。
- 令和2年からは、地域資源を活用して農山漁村での起業を目指す際のヒントやアイデア(資金調達、地域との関係づくり等)を学ぶセミナーを実施。

Webプラットフォーム

<https://inacome.jp/>



## INACOMEの概要・機能



## INACOMEの取組

### 地域資源を活用した ビジネスコンテスト

- アイデア部門とスタートアップ部門を設け、学生も含めた幅広い取組を応援
- ビジネスコンテストへの出場を契機とした協賛企業からの支援
- メディアサイトでの受賞者の取組についてのPR記事の発信
- コーディネーター等専門家によるファイナリストへの事業展開のアドバイス

### 情報発信

会員が主催するセミナー、イベントなど  
会員自ら情報発信できる！

### ビジネスコンテスト

多様な地域資源を活用した自らのビジネス  
アイデアを発信することができる！

### 動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを  
オンライン上で受講できる！

### 実例記事

全国各地の起業・新規事業展開の  
成功事例を学べる！

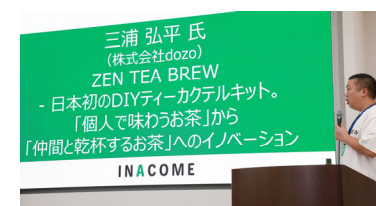
### イベント案内

経営支援や資金調達支援など  
様々なイベントの情報が手に入る！

### オフラインセミナー

起業に向けて様々な分野の  
専門家との交流の場を提供！

〔令和7年度開催のビジネスコンテストの様子〕



10名のファイナリストによる発表



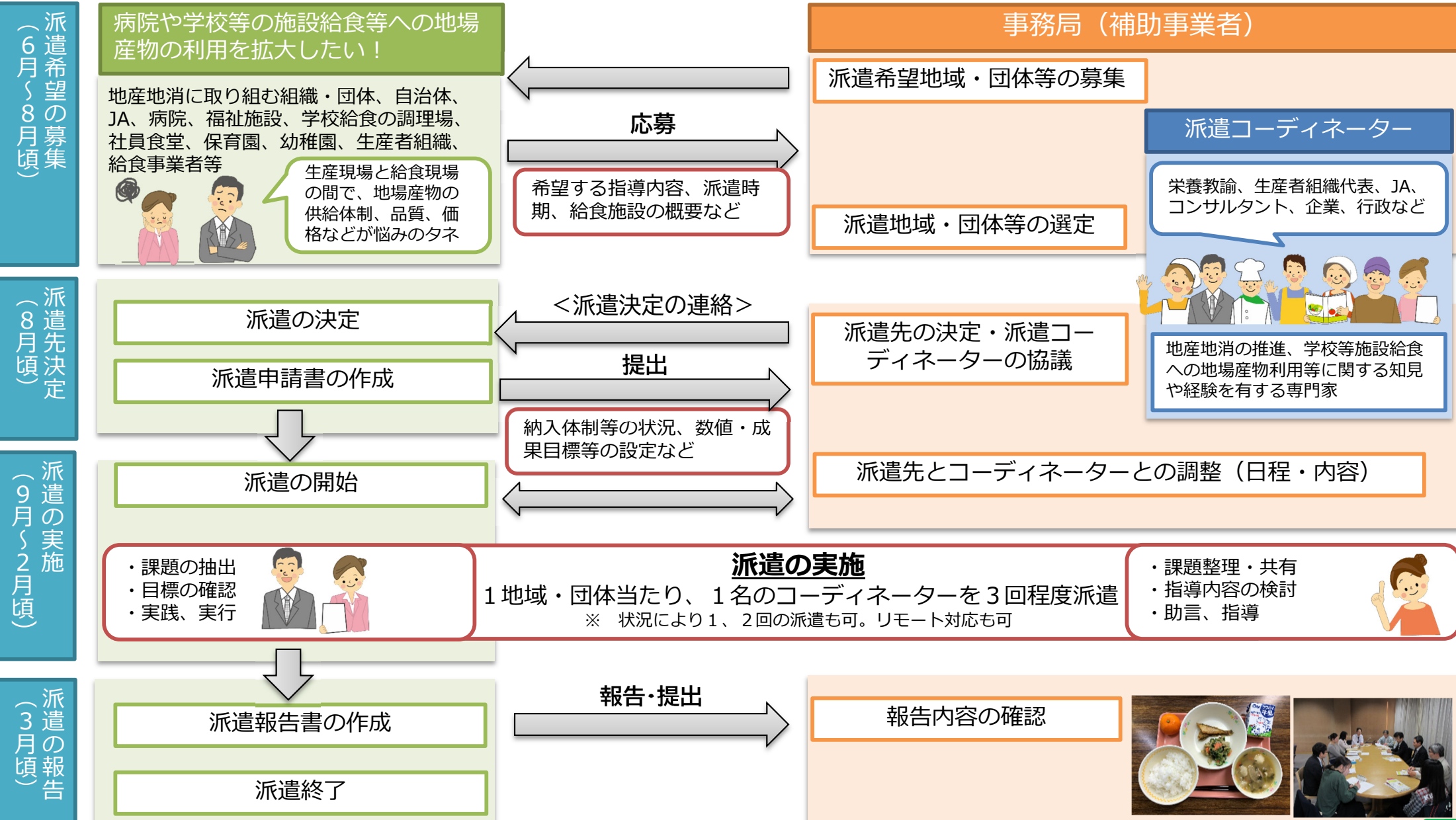
全出場者と審査員

# 地産地消コーディネーターの派遣・育成

地域資源活用・地域連携中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家（地産地消コーディネーター）を派遣します。

## <派遣の流れ>



※ コーディネーターの派遣のほか、コーディネーター育成のための研修も本事業で実施します。

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち  
**地域資源活用価値創出整備事業**  
**（定住促進・交流対策型及び産業支援型）**

令和8年度予算額  
**7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数**

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人 [令和11年度まで]）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

【定住促進・交流対策型】

【産業支援型】

<事例集> <ガイドブック等>

<パンフレット等>



<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる**農林水産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

**再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備**については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設**に追加して設置する場合も支援します。

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体、中小企業者※2

※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



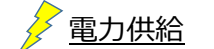
農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

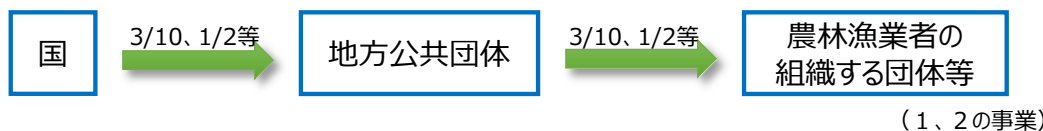


電力供給



EV車等への給電設備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)  
 (2の事業) 都市農村交流課 (03-6744-2497)

○定住促進・交流対策型では、農山漁村への定住や都市と農山漁村の交流の促進による地域の活性化のために必要な事業（ハード整備）を支援。定住促進または交流促進の目的に応じて、様々な施設整備が可能。

＜ハード対策＞

事業実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・農林漁業者団体
- ・計画主体が指名した民間団体  
（ほか）



事業実施期間：原則3年間

交付率：1/2等

上限：4億円（国費）

その他：延べ床面積29万円/m<sup>2</sup>以内  
延べ床面積計1,500m<sup>2</sup>以内

【事業目標の設定】

- ・申請の際に各対策に応じた以下の目標を設定していただきます。
- ・事業実施後に自己評価していただき、目標が達成していない場合は、達成まで改善を続けていただきます。

定住  
促進  
対策

- ・雇用者数の増
- ・販売額の増
- ・定住人口の維持・増

交流  
対策

- ・滞在者数の増
- ・販売額の増
- ・交流人口の増

定住促進対策



ハウス



集出荷・貯蔵・加工施設



高性能林業機械

交流対策



直売所・農家レストラン



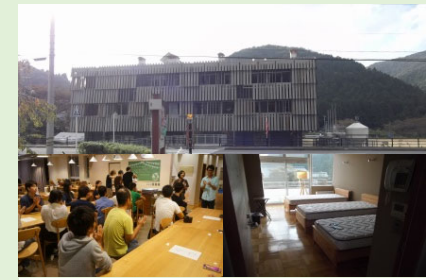
農作業の体験施設



指定棚田地域の保全整備



地域特産品の加工体験施設



廃校を利用した交流施設



自然環境保全・活用施設

※計画主体は都道府県または市町村（農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要）です。

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**、食や景観の**観光コンテンツとしての磨き上げ**、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊を実施した地域が輸出産地等と連携**し、我が国の食文化への関心を有する**インバウンドによる食関連消費の拡大**を目指して「食」に特化した**高付加価値なコンテンツ**を造成する取組等を支援します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人 [令和11年度まで]）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円 [令和11年度まで]）

<「農泊」の推進について>



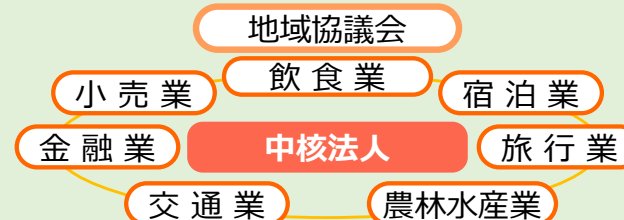
<事例集>



<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

- ア 農泊地域創出：農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの造成**、**Wi-Fi等の環境整備**等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】  
 [アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援]
- イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。  
 【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】
- ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した**高付加価値コンテンツの造成**等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

<遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ>

② **農家民泊等**における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ>



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



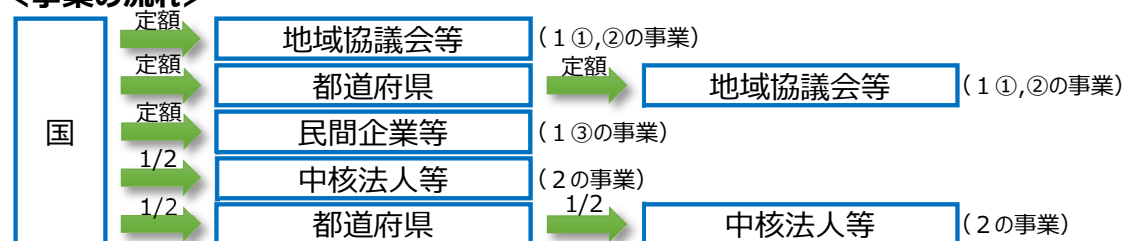
専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

○ 令和8年度予算において、地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、インバウンドの関心の高い「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成に向けた資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組と、その取組に不可欠な施設整備への支援について拡充。

### 農泊推進体制

法人化された**中核法人**\*を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって継続的に取り組む**。  
(構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと)

\* 中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

#### 地域協議会



○ このほか、経営高度化に向けた研修、専門家の派遣・指導、国内外へのプロモーション等を支援し、人材育成や農泊需要の喚起を推進

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

### < ソフト対策 >

#### 農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組を支援

<b>農泊地域創出タイプ</b>	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1,000万円/地域 (年標準額：500万円)
------------------	--	---

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、新たな取組を支援

<b>農泊地域経営強化タイプ</b>	地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト節減等により <b>高付加価値化を目指す新たな取組</b> に要する経費を支援 〔ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備 等〕	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：500万円/地域 (年標準額：250万円)
--------------------	---	---

過去に農泊推進事業に取り組んだ地域協議会における、インバウンド向けの「食」の高付加価値化に向けた新たな取組を支援

<b>NEW! インバウンド食関連消費拡大タイプ</b>	インバウンドの食関連消費拡大を目指し、 <b>地域ならではの「食」を提供する団体等との連携体制を構築し、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組</b> を支援 〔関係団体等との連携体制構築、ターゲット国のニーズ調査、食コンテンツ造成、多言語による情報発信、海外商談会への出席 等〕	事業実施期間：上限3年間 交付率：定額 上限：1,500万円/地域 (年標準額：500万円)
------------------------------	---	---

+

※農泊推進事業と併せて実施すること

#### 人材活用事業

<b>研修生タイプ or 専門家タイプ</b>	「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援 ※専門家を活用する地域の採択上限数有り	事業実施期間：上記タイプに準ずる 交付率：定額 上限：研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年
-------------------------	--	--

### < ハード対策 >

#### 宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

<b>市町村・中核法人実施型</b>	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間、交付率：1/2 上限：原則2,500万円
--------------------	---	--------------------------------------

※ インバウンド食関連消費拡大タイプを活用した「食」の高付加価値化の取組に不可欠な施設を含め複数施設を整備することとなる場合は、上限を1,500万円引上げ  
※ そのほか、地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合は200万円、古民家等の遊休施設を活用する場合は2,500万円、市町村所有の遊休資産を活用する場合は7,500万円、それぞれ上限を引上げ

<b>農家民泊経営者等実施型</b>	農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援	事業実施期間：1年間、交付率：1/2 上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者
--------------------	--------------------------	--

※ 地域の防災計画等と連携した避難所等として活用する場合、上限を1,000万円/地域かつ200万円/経営者引上げ

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<パンフレット・マニュアル> <事例集>



<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（**構成員に市町村を含むこと**）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



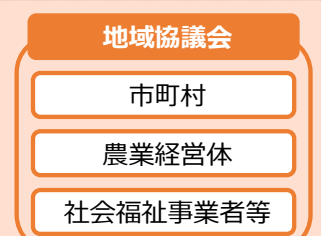
農産加工の実践研修



養殖籠補修技術の習得



ユニバーサル農園の開設



地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発

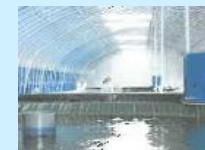


専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設

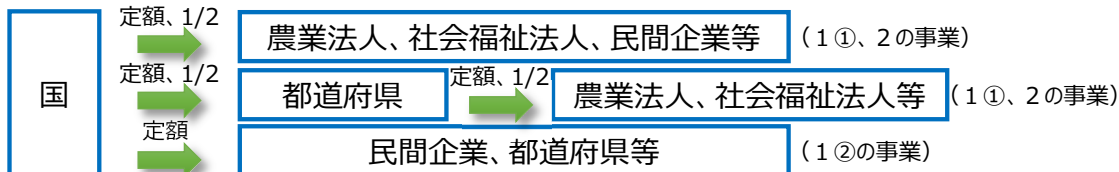


園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

<事業の流れ>



# 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

## 農福連携の推進

### 【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会  
(地域協議会の構成員に市町村を含むこと)
- ・民間企業 ほか



注) 個人に対する助成はできません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人等へ障害者等の職場定着を支援する専門人材を育成・派遣等

○このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

## < 整備事業（ハード） >

### ○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設(農園、園路の整備を含む)、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：高度経営(1,000万円)、簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、経営支援(2,500万円)

### 【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者(以下「障害者等」という。)を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設(機械の導入を含む。)に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

## < 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

### ○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

注) 雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費に対する助成はできません

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

(支援期間：最大2年間  
+自主取組：1年間)

交付率等：定額

上限300万円/年標準額150万円

※整備事業を経営支援で取り組む場合は、上限600万円/年標準額300万円

※作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度にその費用として40万円加算可能

### 【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者等を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

## < 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

### ○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援  
※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

(支援期間：最大2年間  
+自主取組：1年間)

交付率等：定額

上限600万円/年標準額300万円

### 【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

## < 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

### ○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場において障害者等の特性を踏まえた技術支援を行う農福連携技術支援者※の育成・派遣等に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

※ 事業実施主体は都道府県のみ

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

# 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備[ソフト]の紹介

- 農福連携等推進ビジョン（令和6年6月決定）において「都道府県の振興局、市町村、農業団体の管轄エリアといった地域単位でのきめ細かなマッチングを行うとともに、農業経営体と障害者就労施設が交流し、双方についての理解を深めた上で、農福連携等の取組に着手し、定着させていけるような地域単位での仕組みづくりが重要」とされた。
- 各地域における仕組みづくりに向けて、農福連携に関する「地域協議会の設立及び体制整備」に向けた支援を実施。

## 事業実施主体

**地域協議会** ※事業計画書の提出までに設立されていることが必要

市町村のほか、**農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員**とし、次の内容を定めた**規約**等に各構成員が同意している団体。

- ①目的、②構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、
- ③意思決定方法、④解散した場合の地位の継承者、
- ⑤事務処理及び会計処理の方法、⑥会計及び監査の方法、
- ⑦その他運営に関して必要な事項

## 支援内容

- ・ 農福連携の推進のために行う**活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要経費**
- ・ 事業実施期間：**2年間**（+自主取組期間1年間）  
交付率：定額 **上限：600万円/年標準額300万円**

## 事業要件

事業実施3年目までに

- ・ 地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を**3主体以上増加**させること
- ・ 地域における農福連携の取組拡大に向けた**活動計画を策定**すること

## 事業の流れ

※地域協議会から農政局等への主な提出資料

### ○提案書の提出（公募時）

- ・ 基本情報(団体名、代表者名、構成員名、活動範囲等)
- ・ 地域の概要及び課題
- ・ 事業の目的・必要性と取組の概要
- ・ 事業の目標（農福連携の取組主体数、交流人口）
- ・ 年度別事業計画、経費の内訳 等



### ○事業計画書の提出（1年目、2年目）

- ・ 提案書と同様

### ○事業評価書の提出（2年目、3年目、事業完了翌年度）

- ・ 取組内容と、その実績
- ・ 事業目標と、その実績 等



※農政局等において進捗管理

### ○地域協議会の活動計画の提出（3年目(案)、事業完了翌年度）

- ・ 地域の農福連携の状況
- ・ 地域の農福連携の将来ビジョン
- ・ 今後5年間の具体的な取組内容
- ・ 地域の農福連携マップ
- ・ 地域の農福連携の目標、評価指標
- ・ 活動のための収支計画案 等

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、**事業目標を達成した地区の創出**（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援**：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。  
 【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① **農村RMOモデル形成支援**
  - ア **活動着手支援型**：遊休農地活用の開始など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
  - イ **一般型**：むらづくり協議会等が行う**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。  
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】  
 ※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円  
 ※新規地区の採択は、令和8年度まで
  - ウ **地域連携型**：**活動継続計画の策定**や**地方公共団体等と連携した取組**を支援します。  
 【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

② **農村RMO形成伴走支援**

協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**等の取組を支援します。

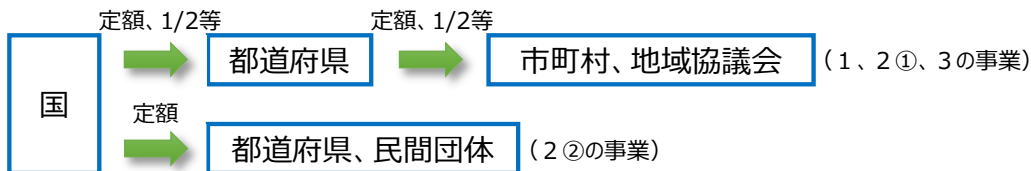
3. **棚田地域振興対策推進事業（新規）**

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：**人材確保・育成のための取組**とともに、維持管理労力の軽減のための**小規模な整備に必要な調査・計画**を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



1. ② **元気な地域創出モデル支援**



2. **農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業**



3. **棚田地域振興対策推進事業**



社会課題解決や魅力向上を通じた  
 地域活性化

「むらづくり」を推進

棚田を核とした  
 地域振興

# 農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス推進事業） 元気な地域創出モデル支援「一般型」

## 事業要件等

**事業内容**：収益力向上、販売力強化等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例の創出を推進

**対象地域**：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

**実施主体**：都道府県、市町村又は地域協議会

**交付率（上限）**：定額（1,000万円(年標準額)×事業年数)

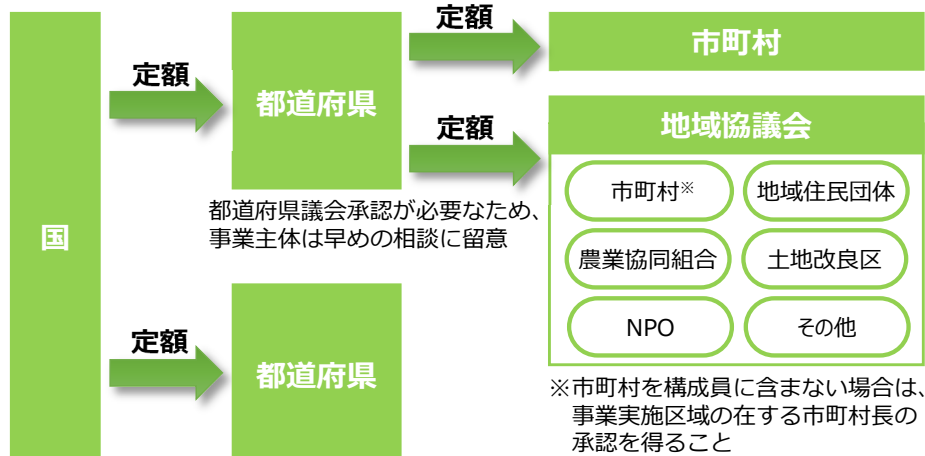
**実施期間**：最大3年間

## 交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、※土地基盤・機械・施設等整備費  
(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認

## 事業の流れ



## 取組内容

地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進（ア～オの1つでも複数でもよい。デジタル技術活用は必須条件ではない）

### ア 収益力向上に関する取組

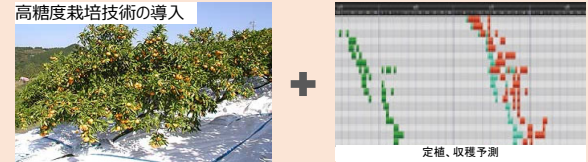
野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上



高収益作物の導入 + 【栽培技術のeラーニング】

### イ 販売力強化に関する取組

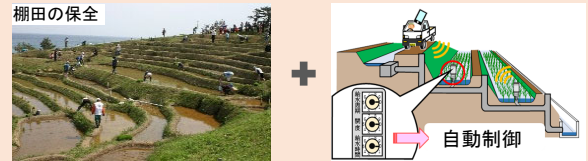
高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化



高品質作物生産 + 【出荷予測システム構築】

### ウ 農用地保全に関する取組

棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践



農用地保全 + 【棚田の水管理を遠隔操作】

### エ 複合経営に関する取組

農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践



農業・加工品開発 + 【自動収穫ロボット】

### オ 生活支援に関する取組※

農村地域における生活支援の取組

※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること



買物支援 + 【デジタル技術を活用した生活サービス】

# 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数

## <対策のポイント>

中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う**地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備**を支援します。

## <事業目標>

中山間地域等において、**地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓**に取り組み、**事業目標を達成した地区の創出**（300地区 [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

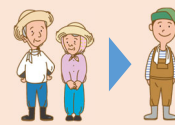
地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援します。

【計画期間：3年（事業期間：1年）、交付率：定額、1/2以内（上限3,000万円）】

### 1. 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）

#### <地域力活用に向けた実証>

ア 人材確保・育成



イ 生産技術の習得



ウ 省力化作物の導入



エ 商品開発



オ 栽培～販路確保



#### <地域力活用に向けた実証>

- ア 農業者団体の人材確保・育成に向けた取組
- イ 生産技術の習得・経営分析など新たな取組
- ウ 省力化作物や新たな栽培技術等の導入
- エ 地域の農産物を活用した商品開発
- オ 作物栽培から販路確保までの一体的な取組

#### <省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

- ア 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入
- イ 生産環境条件の整備（ほ場及び施設）
- ウ 鳥獣被害防止対策
- エ 専門家等による助言

注：アのうち購入は補助率1/2以内。イ及びウは、実証に必要なものに限る。

#### <省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

ア 農業用機械の導入



イ 生産環境条件整備



ウ 鳥獣被害防止対策



エ 専門家等による助言



※地域協議会の構成員に、①農業者団体（農業者2人以上）、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと。

※農業者団体の農業経営体としての販売額の10%以上の増加又は生産コストの10%以上の削減等を成果目標に設定。

## 【関連事業】

### 2. 地域力活用サポート事業

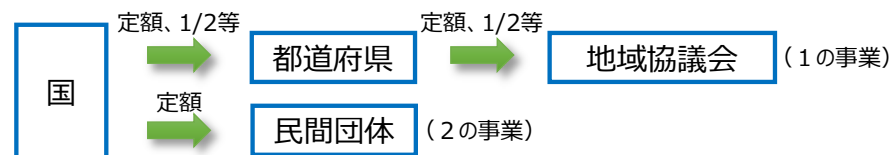
各地域における地域力活用に向けた取組をサポートするとともに、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析や、これらの情報・知見の共有等を通じて、地域で「稼ぐ」ための取組を支援します。

### 2. 地域力活用サポート事業



調査・分析等を踏まえて取組をサポート

## <事業の流れ>



# 農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策（中山間地農業ルネッサンス推進事業） 元気な地域創出モデル支援「地域力活用型」

## 事業要件等

**事業内容：**中山間地域等において、「稼ぐ」ための取組を推進するため、地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や、省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援

**対象地域：**過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

**実施主体：**2者以上の農業経営体、市町村、加工又は販売を行う民間団体を含む地域協議会

**交付率（上限）：**定額、1/2以内（上限3,000万円）

**事業期間：**1年間（計画期間：3年間）

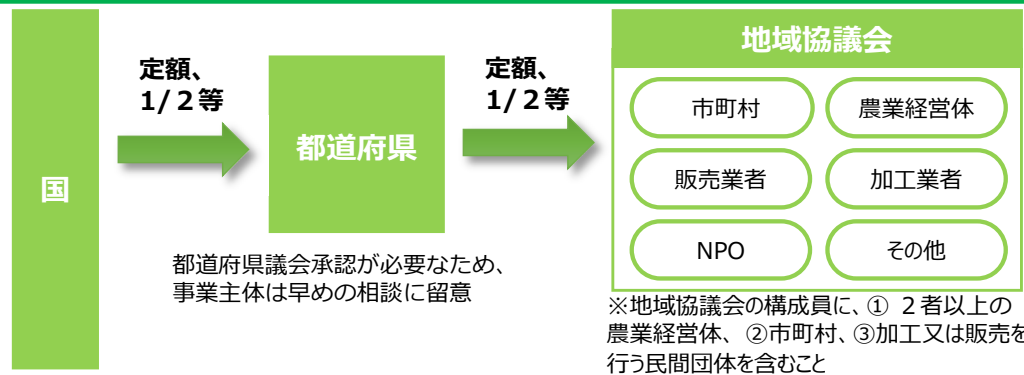
**成果目標：**（1）全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加 又は全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減  
（2）農業経営体の平均販売額が600万円以上 又は全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上

## 交付対象経費

旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、報酬・給与等）、土地基盤・機械・施設等整備費

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認  
※生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち購入費は交付率1/2以内

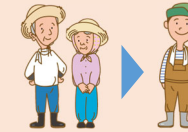
## 事業の流れ



## 取組内容

### <地域力活用に向けた実証>

**ア 農業経営体の  
人材確保・育成に  
向けた取組**



人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等

**イ 生産技術の習得・  
経営分析など  
新たな取組**



新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等

**ウ 省力化作物や  
新たな栽培技術等  
の導入**



省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等

**エ 地域の農産物を  
活用した商品開発**



農作物の付加価値及びブランド価値の向上に向けた地域の農産物を活用した商品開発の取組等

**オ 作物栽培から  
販路確保までの  
一体的な取組**



生産・加工・流通・販売に関する地域経済の好循環に資する取組等

### <省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備>

**ア 生産環境条件の  
整備に必要な農業  
用機械等の導入**



農業経営体が実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入

**イ 生産環境条件の  
整備  
（ほ場及び施設）**



実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等

**ウ 鳥獣被害  
防止対策**



実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等

**エ 専門家等による  
助言**



作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等

# 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算額  
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数  
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

## <対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO**※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う**実証事業**のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**や**全国プラットフォームの運営**等を支援します。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）  
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織



## <事業目標>

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 農村RMOモデル形成支援

#### ① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

#### ② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

#### ③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

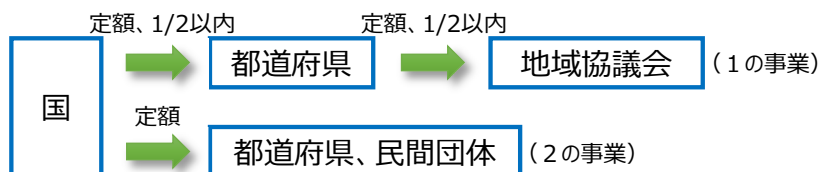
### 2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成**等を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

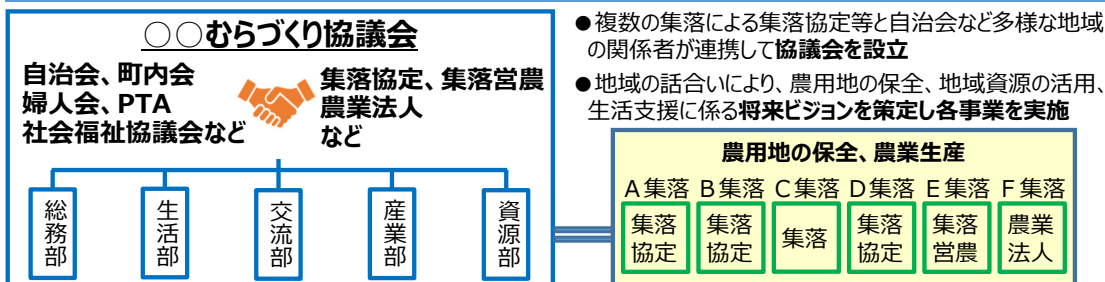
※下線部は拡充事項

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



### 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

#### 農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



#### 農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



#### 農村RMO形成伴走支援



中間支援組織による  
人材育成研修

【全国単位の支援】



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

# 農山漁村振興交付金のうち

## 中山間地農業推進対策（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

### 農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」「一般型」「地域連携型」

#### 農村型地域運営組織

（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

#### 事業要件等

**事業内容：**中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・景観等）の保全や生活環境（買物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進

**対象地域：**過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

**実施主体：**複数集落※を含む地域協議会

※集落の単位は、農林業センサスの農業集落

**交付率 活動着手支援型：**定額（上限200万円）

**一般型：**定額（上限1,500万円(年標準額500万円※)）

※地域計画連携タイプは年標準額 600万円

**地域連携型：**1/2以内（上限1,500万円(年標準額375万円)）

**実施期間 活動着手支援型：**1年

**一般型：**上限3年

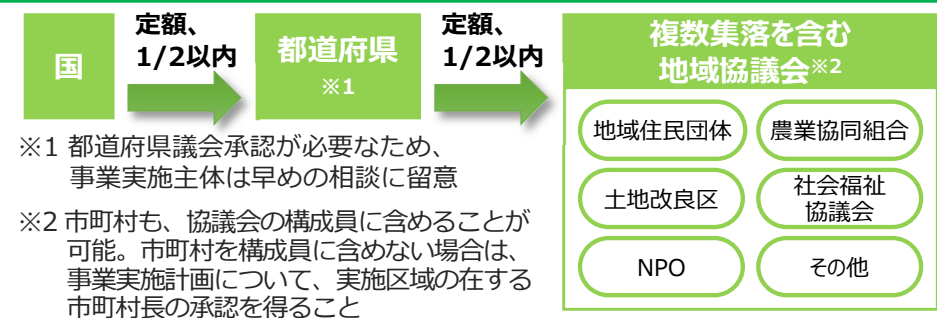
**地域連携型：**上限4年

#### 交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、委託費、土地基盤※機械・施設等整備費  
(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)

※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的内容で確認

#### 事業の流れ



#### 取組内容

**一般型・地域連携型：**むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組を推進。

**将来ビジョンの作成**（地域の話合いにより共通認識を醸成）

※将来ビジョンは、事業初年度に策定する。なお、既に同様なものが策定されている場合は、それを活用することも可



【集落点検で現状を確認】



【アンケートで意向を把握】



【ワークショップで合意形成】

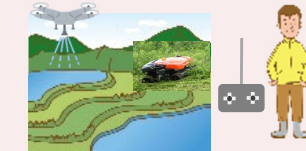
**農用地保全に関する取組**（持続的な農用地の保全）



【棚田の保全や景観保全】



【遊休農地の解消】

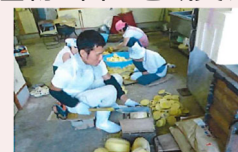


【スマート農業導入を検討】

**地域資源活用に関する取組**（農産物を含む地域資源の活用）



【直売所等での販売】



【特産品の試作】



【インターネットを活用した販路拡大】

**生活支援に関する取組**（農村地域における生活支援）※

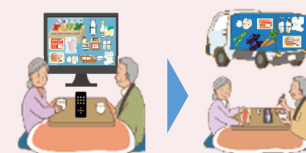
※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること



【集出荷と併せた買物支援】



【貨客混載（農作物）】



【テレビ画面で買物支援】

**活動着手支援型：**農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援。

# 中山間地域の保全に向けた農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・景観等）の保全や生活環境（買物・子育て等）の維持など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化。
- このため、地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

## 農村型地域運営組織（農村RMO）※1



### ※1 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

農村型地域運営組織（農村RMO）は、地域運営組織（RMO）※2の一形態と整理。

農林水産省では、令和4年度に「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」を創設し取組を推進。

### ※2 地域運営組織（RMO）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。【総務省HPより】

<対策のポイント>

都市等との交流、移住、定住及び二地域居住等を推進し、「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、人材確保・育成の取組等を支援するとともに、棚田等の保全に係る維持管理労力を軽減するための水路、耕作道、法面補修等の小規模な整備を支援します。

<事業目標>

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の策定数（250計画〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外からの活力も導入する等多様な人材を受け入れる体制を整備し、優良事例や先進的な取組の展開、棚田地域とサポーター（NPO、企業等）とのマッチング等を通じて、人材確保・育成のためのモデル的な地域振興活動に係る取組を支援するとともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な情報収集等調査・計画を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

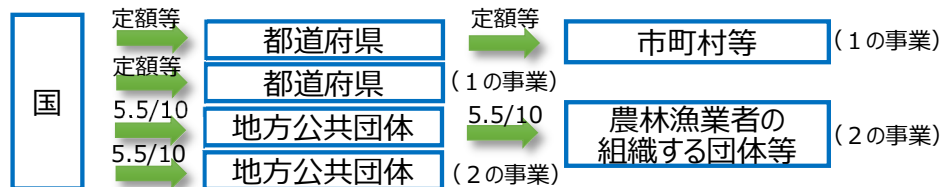
※対象地域：指定棚田地域活動計画の認定地域

2. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）のうち指定棚田地域保全整備

指定棚田地域において次の整備を行います。

- ①水路
- ②耕作道
- ③小規模なほ場整備
- ④法面補修
- ⑤地域振興活動拠点整備（駐車場、更衣スペース等）等  
（※指定棚田地域振興活動計画を農山漁村活性化法に基づく活性化計画とみなす）

<事業の流れ>



※棚田等の保全整備については、各地域の条件に応じて、農業農村整備関連事業を活用

【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局地域振興課 (03-6744-2081)  
(2の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

# 中山間地域所得確保対策 <一部公共>

令和7年度補正予算額 9,683百万円（優先枠を設けて実施）

## <対策のポイント>

中山間地域※において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

※中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域

## <事業目標>

中山間地域において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区 [令和12年度まで]）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 中山間地域所得確保推進事業

50百万円

- ① マーケット調査**  
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査**  
調査に必要な商品の製作、農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析**  
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討**  
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成**  
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）**

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施し、⑤、⑥は必須

#### 2. 関連事業における優先枠の設定

9,633百万円

### <事業の流れ>



#### 中山間地域所得確保推進事業 【50百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

[対象地域] 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

[実施期間] 1年間 [交付率] 定額（500万円（上限）/地区）

[実施主体] 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

#### 関連事業における優先枠の設定 【9,633百万円】

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、優先的に採択・配分

- 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

#### （参考）関連事業におけるその他優遇措置

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、面積要件の緩和などを措置

- 産地生産基盤パワーアップ事業

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

事業要件等

事業内容：中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーン\*の構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

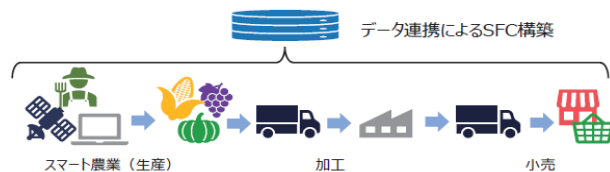
また、令和5年度～7年度補正中山間地域所得確保推進事業にて策定された所得確保計画の計画期間内において、成果目標の達成が困難と認められる場合に限り、計画の見直しと実践を支援します。

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農業者団体等

補助率：定額（最大500万円/地区）

\*スマートフードチェーン(SFC)とは？  
生産から流通、加工、消費までのデータの相互利用を可能にし、農業における超スマート社会の実現を目指すこと。



事業の流れ



事業内容

①マーケット調査（国内市場・海外輸出）

→国内市場、海外市場に関する調査(事業着手前にターゲットとするマーケット(国内市場、海外輸出)及び具体的な地域を設定) 等

②消費者動向調査

→地区で生産している農産物や加工品に関する消費者の評価調査、新たに生産を検討している商品のモニター調査 等

③生産・加工・流通・販売の現状分析

→生產品目・数量・出荷実績、流通ルート・流通量、販売先・販売量等に関する実態調査・分析、事業再編等の見直し検討 等

④生産・販売戦略の検討

→購買(顧客)ターゲット、販売品目、販売経路等、ターゲットマーケティングの実施、商品の表現コンセプトの開発 等

⑤所得確保計画の策定又は見直し

→販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定  
計画の見直しを行う場合は、目標の見直しも可能

⑥所得確保計画の実践

→計画に定めている取組のうち、計画初年度又は計画見直し年度の取組を実践

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施、⑤、⑥は必須（計画の見直しを行う場合も同様）

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事例紹介等>



<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト> 交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年、<ハード> 交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援します。

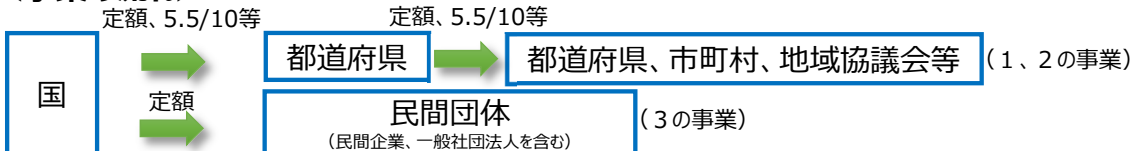
【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



1. 最適土地利用総合事業

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



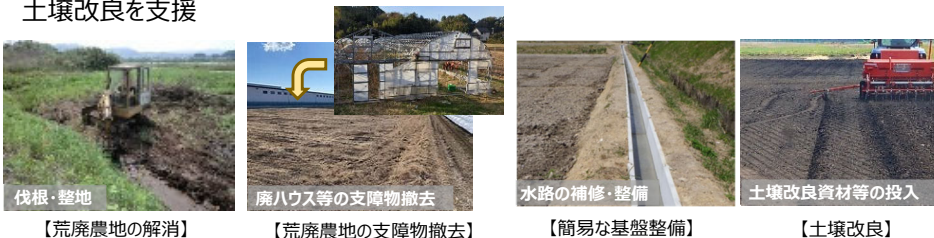
Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



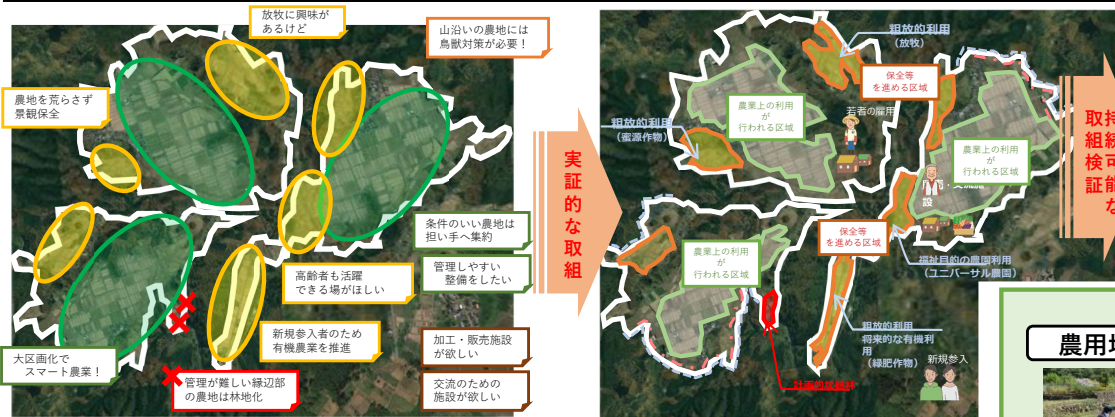
荒廃農地を解消し、農山漁村地域を活性化

# 中山間地域等の農用地保全を軸とした最適土地利用総合対策の実施

- Step 1 で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定  
(定額：上限 5,000万円 (年標準額：1,000万円×事業期間))
- Step 2 では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施  
(農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備 (農業用ハウス等)：定率 5.5/10等 (上限 1 億円 (年標準額：2,000万円×事業期間))、  
粗放的利用支援：定額 上限 10,000円/10a 等)
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置 (上限250万円/年)

## 【最適土地利用総合対策の実施工程例】

Step 1 地域構想の策定		Step 2 農用地保全に資する取組			継続した取組 (5年以上)
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
土地利用の概略構想の整理・実証的な取組の実施		土地利用構想の策定	随時見直し 農用地保全に必要な取組の実施		



## 【土地利用の概略構想および実証的な取組】

- 土地利用構想の整理、構想図の策定
- 複数の集落範囲による地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想を整理
  - 営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分
  - 実証的な取組を通じて「土地利用構想」に反映



### 【土地利用構想に基づく取組】

**農用地保全に資する活動** (ソフト定額支援：上限5,000万円 (年標準額1,000万円×事業期間))

- 省力化機械の導入 (自走式草刈機)
- 農業体験を通じた環境教育

これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート (農用地保全等推進員：上限250万円/年)  
※ 活性化計画を作成していること 又は作成することが確実であること。

**農用地保全のための基盤整備等** (ハード定率支援：5.5/10等、  
交付上限：1 億円 (年標準額：2,000万円×事業期間))

- 水路の改修
- 耐久性畦畔の整備
- 法面の補修整備
- 耕作道路の舗装整備
- 山腹水路の床版設置

**粗放的利用の取組** (ソフト定額支援：上限10,000円/10a 又は 上限5,000円/10a)

- 粗放的な利用による農業生産 上限10,000円/10a/年
- 農業生産の再開が容易な土地利用等 上限5,000円/10a/年

- 放牧の取組
- ソバの取組
- 景観作物の取組
- 鳥獣緩衝帯の取組
- 計画的な植林

【最適土地利用推進サポート事業】  
事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

# 農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

## 事業要件等

**事業内容：**地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成（事業着手から3年以内に策定すること）し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組を支援

**実施区域：**特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域、特認地域※1の複数集落

**実施主体：**都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構。  
①市町村、②農業者、③地域住民を必須構成員とし、②及び③は複数の者が参画すること。

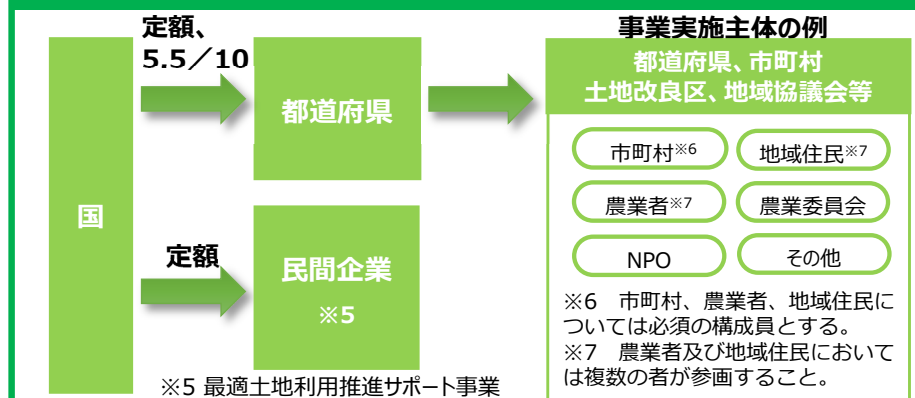
**交付上限：**ソフト：定額  
 上限 5,000万円（年標準額：1,000万円）（体制整備等）  
 上限 10,000円/10a 等（粗放的利用支援）※2  
 上限 250万円/地区/年（農用地保全等推進員）※3  
 ハード：5.5/10 等（上限 1 億円（年標準額：2,000万円））※4

**実施要件：**農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。  
事業完了後5年間以上耕作又は粗放的利用をすること。

**実施期間：**最大5年間（2年以上5年以内）

- ※1 都道府県知事による認定
- ※2 最大3年間
- ※3 活性化計画を作成していること又は作成することが確実であること
- ※4 営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定又は策定の見込みがあること

## 事業の流れ



## 対策の概要

### 1 体制づくり、土地利用構想の概定

地域ぐるみの話合い、実施体制の整備や専門家の派遣、先進地視察等の土地利用構想の概定のための取組



### 2 実証的な取組から土地利用構想の策定

実証的な取組を踏まえた土地利用構想の策定及び持続的に農用地を保全するための実証に関する取組、省力化機械の導入



農用地保全の実証的な取組

土地利用構想の策定

### 3 粗放的利用体制整備

粗放的利用な農地利用として、放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物や緩衝帯利用、ビオトープ、計画的な植林への支援

粗放的な利用による農業生産：上限10,000円/10a  
 農業生産の再開が容易な土地利用：上限 5,000円/10a



粗放的利用等の定着支援

### 4 農用地保全等推進員の措置

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画の作成を行うことで、人件費を支援（上限250万円/年）



これまでと違った農地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート

## ソフト交付対象経費

人件費、旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、役務費(通信運搬費、報酬・給与等)、機械器具費、工事費、測量設計費、工事雑費等（実証整備等経費を含む）

### 5 土地利用構想に基づく農地保全のための基盤整備等

土地利用構想に基づき各種取組を選択・実施  
 なお、守るべき農地の生産基盤整備は、地域計画の作成又は作成の見込みが必要

※ 本格的な整備にあたっては、連携する事業を活用



## ハード交付対象経費

工事費、測量設計費、機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、実施設計費、換地費、工事雑費

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大**を図る取組を支援します。

<山村振興について> <事例集>



<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区[令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化**を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

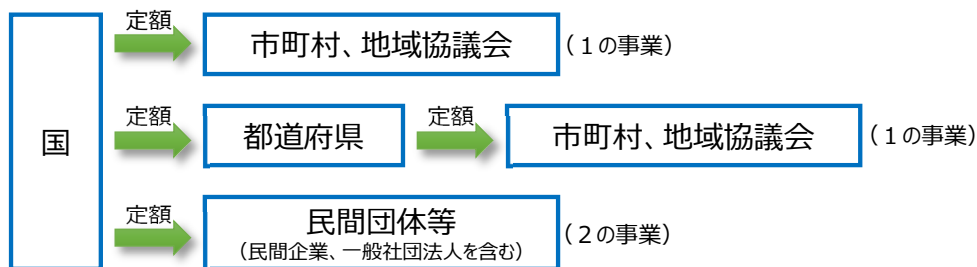
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップ**の実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査  
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための  
合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催  
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、  
付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った**地域産品づくり**※  
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施  
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり  
地域産品の加工・商品化  
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等  
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域資源を活用  
したビジネス創出  
の支援

外部専門家  
によるマーケ  
ティングに関  
する基礎講  
習

ビジネスモデル  
作成に関  
する企画コ  
ンペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・  
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大  
に向けた取組の推進

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<パンフレット、動画等> <事例集>



<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

都市農業機能発揮支援

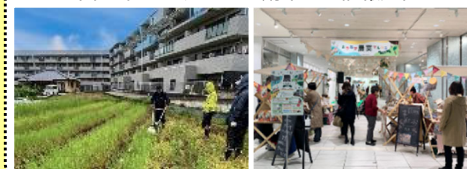
都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



農業体験会の開催

都市住民との交流促進



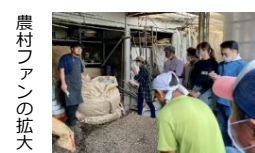
マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化



防災訓練や防災兼用井戸の整備

● モデル支援型



農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

● 都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設



<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加算により優先。

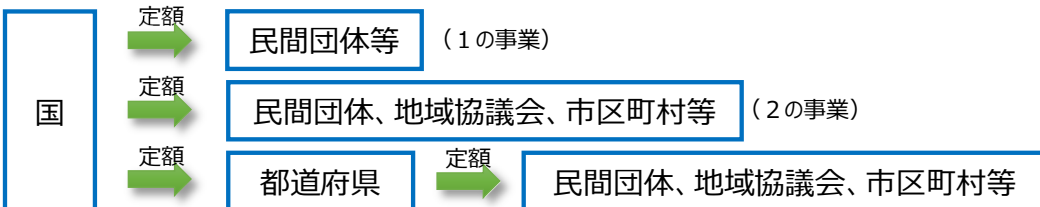


貸借



都市農業者（担い手）

<事業の流れ>



○ 都市住民と都市農業者の共生、都市農業機能の理解醸成、都市農地の防災機能強化、都市農地の創設等への支援

事業実施主体

○ 地域協議会

【構成員】

- ・都市農業者
- ・都市住民
- ・食品関連事業者
- ・NPO法人、民間企業、JA
- ・市街化区域内農地を有する市区町村等



都市住民の農作業体験



※ 地域協議会の構成員に市町村を含むこと。

○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、JA等



マルシェの開催

○ 都市農業者・都市住民等で組織する団体、NPO法人、民間企業、市区町村、土地改良区、JA等  
※市区町村が構成員又は連携が必須



防災訓練や防災兼用井戸の整備

○ このほか、全国に向けた都市農業アドバイザーの派遣、都市農業経営の円滑な継承のための相続等の相談、情報発信及び啓発等、都市農業機能の発揮のための取組を促進。

＜ソフト対策（一部ハード対策を含む）＞

【地域支援型】

都市住民と共生する農業経営の実現

<p><b>都市住民と共生する農業経営への支援</b></p>	<p>都市住民と共生する農業経営への支援策等の検討及び地域住民等が享受している都市農業の機能についての理解醸成</p> <p>〔○農作業体験イベントの開催、農業者や関係者が連携した新たな販売方法の検討等〕</p> <p>都市農地の周辺環境対策等に必要となる簡易な施設等の整備</p> <p>〔○農薬飛散、臭気、騒音、土ぼこり及び土砂流出を防止又は低減するための施設〕</p> <p>○農作業体験のための農機具庫、簡易トイレ、休憩所等附帯施設その他当該農地の利用に必要な施設</p>	<p>事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）</p> <p>交付率等：定額</p> <p>上限：250万円/年（ハード事業の上限は150万円又はソフト事業の1.5倍のいずれか低い額）</p> <p>実施区域：都市計画区域（ハード事業は生産緑地等のみ）</p> <p>※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須</p>
<p><b>情報発信活動に関する支援</b></p>	<p>都市農業者と都市住民が直接触れ合うマルシェの開催などの支援</p> <p>〔○マルシェ開催のための資材費（のぼり、横断幕、テント、調理器具等）、会場借料、広報費用、運搬費等〕</p>	<p>事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）</p> <p>交付率等：定額</p> <p>上限：100万円/年</p> <p>実施区域：都市計画区域（特定市等以外は、複数の市町村にまたがる取組に限る）</p>

防災協力農地の機能の強化

<p><b>都市農地の防災機能を強化するための活動を支援</b></p>	<p>都市農地が持つ防災機能の維持又は強化及び都市住民等への周知</p> <p>〔○防災訓練・炊き出し訓練実施費、防災協力農地の周知のためのポスターやチラシ作成、避難所マップの作成、看板の設置、防災協力農地要綱作成のための調査費用等〕</p> <p>都市農地の防災機能を強化するために必要な簡易な施設整備</p> <p>〔○防災兼用井戸の設置、避難を円滑にするための進入路の拡幅等〕</p>	<p>事業実施期間：2年間（+自主取組：1年間）</p> <p>交付率等：定額</p> <p>上限：150万円/年（ハード事業の上限は50万円又は総事業費の1/2のいずれか低い額）</p> <p>実施区域：都市計画区域（ハード事業は防災協力農地の指定（見込み含む。）で、かつ生産緑地等のみ）</p> <p>※ 施設整備の実施にはソフト事業の実施が必須</p>
--------------------------------------	---	---

【モデル支援型】

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援

【都市農地創設支援型】

宅地の農地転換による農地の創設や都市部の空閑地における農的空間（非農地を活用した農園等）の創出、地方部における生産緑地の導入促進を目指すため、都市農業者や農業団体、行政の関係者の連携体制の構築等を支援

地域協議会の取組への支援

実践団体の取組への支援



# 農山漁村振興交付金における企業版ふるさと納税の活用について

- 農山漁村振興交付金のうち、地方自治体が事業費の一部を負担する事業について、企業版ふるさと納税制度の活用が可能です。
- 企業版ふるさと納税制度を活用することで、最大で寄付額の約9割に相当する額が軽減されます。

## 企業版ふるさと納税制度の概要

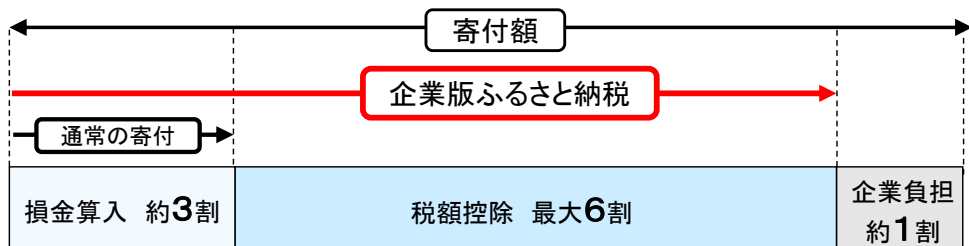
- ✓ 企業版ふるさと納税は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた地方自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税<sup>(※)</sup>を税額控除する仕組みです。
- ✓ 損金算入による軽減効果（寄付額の約3割）と合わせて、最大で寄付額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

### 〈農山漁村振興交付金(ハード事業)事業費負担の例〉

	国 50%負担	自治体負担	総額
通常	5,000万円	5,000万円	1億円
企業版ふるさと納税を活用	5,000万円	4,000万円	1億円

企業から自治体への寄附

企業版ふるさと納税制度の活用により、寄付額の**最大約9割**が軽減



(※) 各税目ごとの控除上限額

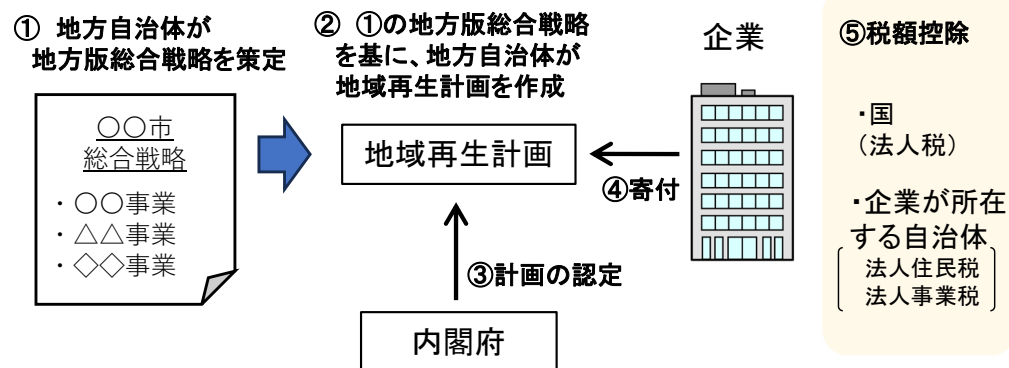
- ① 法人住民税 寄付額の4割を税額控除（法人住民税法人税額の20%が上限）
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除  
ただし、寄付額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税 寄付額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※ 1回当たり10万円以上の寄付が対象  
 ※ 本社が所在する地方自治体への寄付は対象外  
 ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は交付対象外

## 活用のメリット

社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>社会課題解決への寄与</b> 企業版ふるさと納税制度による寄付を通じて地方自治体の取組を支援することで、農山漁村のしごとづくりや農山漁村への人の流れの創出等の社会課題の解決に寄与することができます。</li> <li>○ <b>被災地への貢献</b> 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで最大限の寄付を行うことができます。</li> </ul>
事業展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>企業のPR</b> 寄附を行った地方自治体のホームページや広報誌等で取組が紹介されることで、認知度や取引先等との信用力の向上につながります。</li> <li>○ <b>地方自治体等とのパートナーシップの構築</b> 寄付をきっかけに地方自治体とのコミュニケーションが密となり、事業展開を行いやすくなる可能性があります。 <small>※ 寄付の見返りとして補助金を受け取る等の経済的な利益を受けることは禁止されています。</small></li> </ul>

## 活用の流れ



# 「デジ活」中山間地域について

- 「デジ活」中山間地域とは、地域の基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術の活用により、課題解決に向けて取組を積み重ねることで、活性化を図る地域づくりを目指す地域。
- こういった地域で活動する意欲的な農村型地域運営組織（農村RMO）等（※）に対して、関係府省庁が連携してサポート。



※①Digi田甲子園受賞地区、②③地域未来交付金(地域未来推進型：小さな拠点、デジタル実装型：TYPE1)、④過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、⑤地域社会DX推進パッケージ事業、⑥みどりの食料システム戦略推進交付金（グリーンな生産体系加速化事業）、⑦農村型地域運営組織モデル形成支援、⑧元気な地域創出モデル支援、⑨スマート農業実証プロジェクト、⑩林業DX推進対策（デジタル林業戦略拠点構築推進事業）、⑪デジタル水産業戦略拠点整備事業、⑫地域新MaaS創出推進事業、⑬日本版MaaS推進・支援事業、⑭地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）、⑮（運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち）運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業 から応募

「デジ活」中山間地域のホームページを公表しております。詳しくはホームページをご覧ください。  
 URL: <https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>



# 「デジ活」中山間地域の取組への支援

## 1. 関係府省の関連事業から「デジ活」中山間地域を登録

＜小さな拠点や農村RMO等を対象とする事業＞

内閣府	総務省	経済産業省	農林水産省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Digi田甲子園受賞地区</li> <li>● 地域未来交付金 (第2世代交付金：小さな拠点)</li> <li>● 地域未来交付金 (デジタル実装型：TYPE1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過疎地或等集落ネットワーク 圏形成支援事業</li> <li>● 地域社会DX推進パッケージ事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域新MaaS創出推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● みどりの食料システム戦略推進交付金 (グリーンな生産体系加速化事業)</li> <li>● 農村型地或運営組織モデル形成支援</li> <li>● 元気な地或倉出モデル支援</li> <li>● スマート農業実証プロジェクト</li> <li>● 林業DX推進対策 (デジタル林業詳細拠点構築推進事業)</li> <li>● デジタル水産業詳細拠点整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本版MaaS推進・支援事業</li> <li>● 地或公共交通確保維持改善事業費 補助金(自動運転社会実装推進事業)</li> <li>● (運輸部門等の脱炭素化に向けた先進 的システム社会実装促進事業のうち) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型 物流促進事業(環境省予算)</li> </ul>

## 2. 「デジ活」中山間地域 関係府省連絡会議

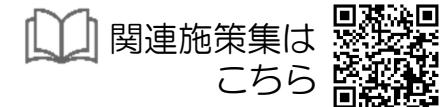
＜「デジ活」中山間地域へのサポート＞

【関係府省】内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省

【役割】関係府省の関連施策一覧作成・公表、活動のフォローアップ、課題の把握、施策紹介、申請相談

## 3. 「デジ活」中山間地域に係る関係府省の関連施策（一部抜粋）

＜関係府省の連携による「デジ活」中山間地域への支援＞



<p><b>内閣府</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域未来交付金</li> <li>● 地域活性化伝道師</li> </ul>	<p><b>総務省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域情報化アドバイザー派遣制度</li> <li>● ローカル10,000プロジェクト</li> </ul>	<p><b>文部科学省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等）</li> <li>● 国宝重要文化財等保存・活用</li> </ul>	<p><b>厚生労働省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的支援体制整備事業</li> <li>● 生活支援コーディネーター</li> <li>● 遠隔医療関連施策</li> </ul>
<p><b>農林水産省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源活用価値創出対策</li> <li>● 農業生産基盤情報通信環境整備事業</li> <li>● 中山間地域等直接支払交付金</li> </ul>	<p><b>経済産業省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析</li> </ul>	<p><b>国土交通省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本版MaaS推進・支援事業</li> <li>● 空き家対策総合支援事業</li> <li>● ラストマイル配送拠点整備促進事業</li> </ul>	<p><b>環境省</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金</li> </ul>

## 4. 民間事業者等の協力によるサポート

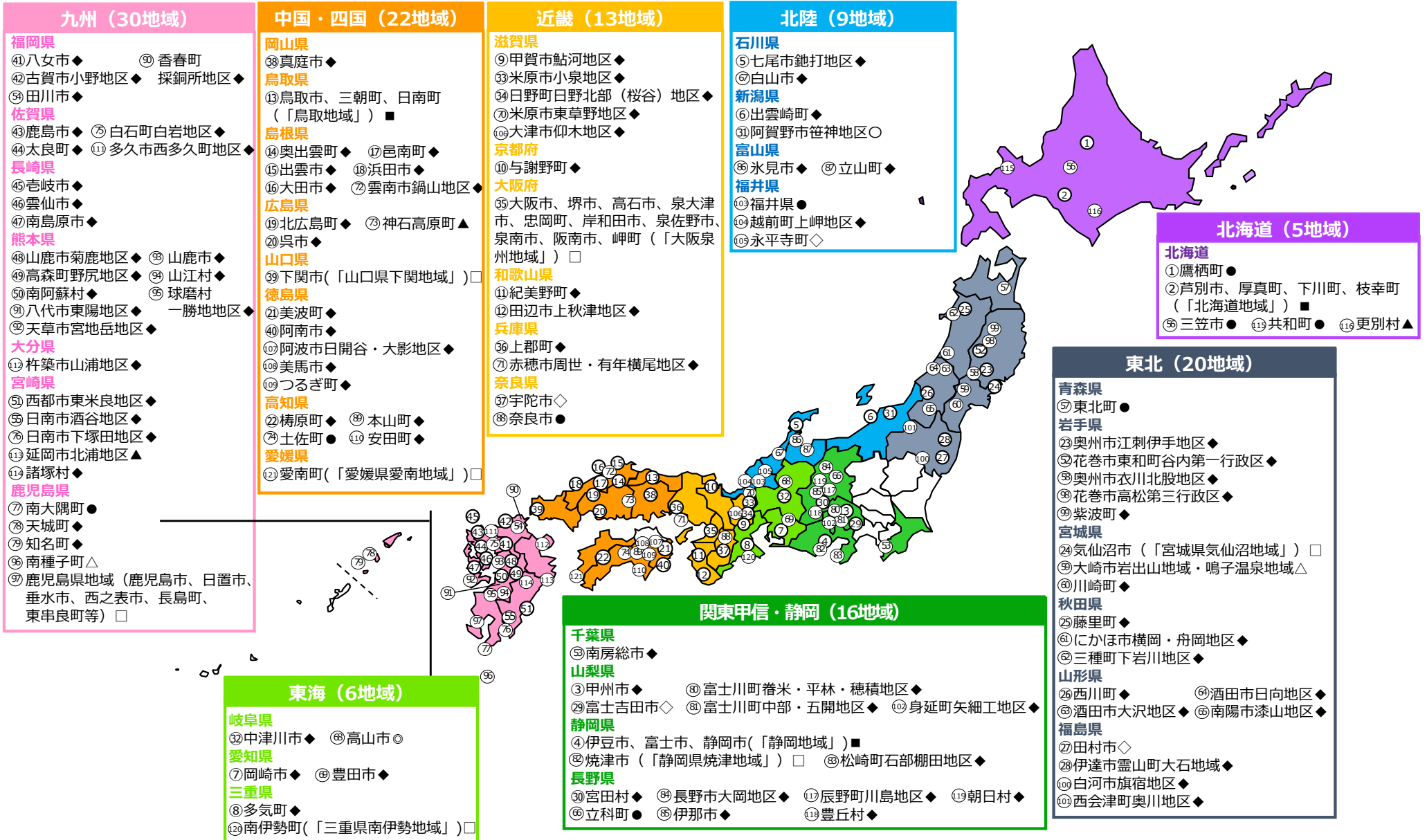
デジタル分野の専門家による支援や民間事業者とのマッチング、セミナー等を通じた情報提供

# 「デジ活」中山間地域の登録状況

## 39道府県121地域 (2026年3月19日時点)

デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI：2027年度までに150地域登録

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金/デジタル田園都市国家構想交付金：9地域、○過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業：1地域、◆農山漁村振興交付金事業：91地域、
- デジタル林業戦略拠点構築推進事業：3地域、□デジタル水産業戦略拠点整備推進事業：7地域、◇地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）：4地域
- ▲地域社会DX推進パッケージ事業/地域デジタル基盤活用推進事業：3地域、△みどりの食料システム戦略推進交付金：2地域、◎スマート農業実証プロジェクト：1地域



# 「ディスカバー農山漁村の宝」について



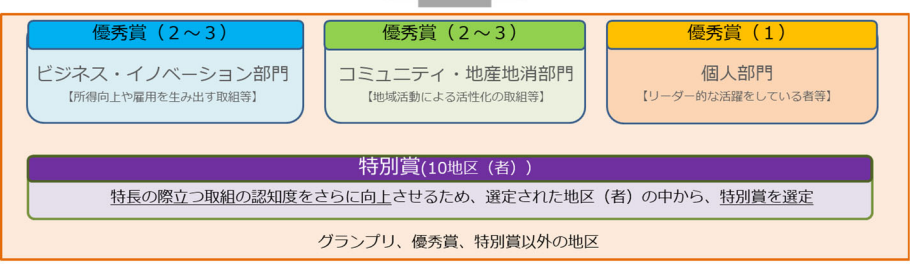
「ディスカバー農山漁村の宝」とは、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信するとともに、普遍化を図る取組

## ■ 平成26年度の開始以来、375件を選定

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	計
	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	
選定件数	23	27	30	31	32	36	32	38	37	29	30	30	375

## ■ 受賞体系

第6回から個人部門を選定。第8回から委員ごとの特別賞を新設するなど、新たな選定方針により実施。



## ■ 活性化の工夫や課題解決方法などを情報発信



各種イベントにてPR      YouTubeにて配信      事例集発行や地域イベントの開催

## ■ 有識者懇談会により選定地区を決定

### 有識者懇談会委員

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| あん・まくどなど  | 上智大学アイランド・サステナビリティ研究所所長 |
| 今村 司      | 広島テレビ放送(株) 代表取締役社長      |
| 織作 峰子     | 大阪芸術大学教授、写真家            |
| 田中 里沙     | 事業構想大学院大学学長             |
| 永島 敏行     | 俳優、(有)青空市場 代表取締役        |
| 林 良博 (座長) | 国立科学博物館顧問、東京大学名誉教授      |
| 藤井 大介     | (株)大田原ツーリズム代表取締役社長      |
| 三國 清三     | (株)ソシエテミック代表取締役         |
| 向笠 千恵子    | フードジャーナリスト、食文化研究家       |

(五十音順、敬称略)



出典：首相官邸ホームページ



「ディスカバー農山漁村の宝」特設ホームページはこちら

## ■ 選定証授与式、交流会の開催



三田共用会議所において全体記念撮影 (選定証授与式：令和6年12月17日)



内閣総理大臣と選定地区の交流



グランプリの贈呈



内閣総理大臣、内閣官房長官等と選定地区代表者で全体記念撮影 (交流会：令和7年1月7日)

# 農山漁村地域づくりホットライン をご活用ください。

農林水産省では、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「**農山漁村地域づくりホットライン**」を開設しています。

＜ホットラインでの主な支援内容＞

- ① 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いします
- ② 相談内容を踏まえ、農林水産省だけでなく関係府省庁を含めた国の支援制度をご紹介します
- ③ 地域づくりに参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- ④ ②や③の支援が難しい場合であっても、相談者に寄り添い、ともに考えます

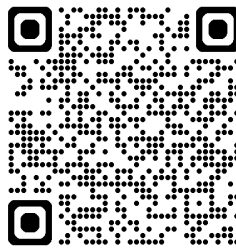
## 農山漁村地域づくりホットライン

・地域づくりに関する相談がある方

## 地域づくり支援施策集

・関係府省庁の地域づくりの事業を分野ごとに整理して紹介している施策集

※右のQRコードよりアクセスください。



### 地域づくり支援施策集

  
環境省

  
内閣府

  
総務省

  
国土交通省

  
金融庁  
Financial Services Agency

  
復興庁

  
文部科学省

  
経済産業省

  
MAFF  
農林水産省

  
厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村活性化推進室

左記のほかにも、地方農政局及び全国の県域拠点に開設しています。

北海道	03-6502-6001	<a href="mailto:chiikihotline@maff.go.jp">chiikihotline@maff.go.jp</a>
東北	022-261-6734	<a href="mailto:chiikihotline_tohoku@maff.go.jp">chiikihotline_tohoku@maff.go.jp</a>
関東	048-600-0481	<a href="mailto:chiikihotline_kanto@maff.go.jp">chiikihotline_kanto@maff.go.jp</a>
北陸	076-232-4531	<a href="mailto:chiikihotline_hriku@maff.go.jp">chiikihotline_hriku@maff.go.jp</a>
東海	052-223-4629	<a href="mailto:chiikihotline_tokai@maff.go.jp">chiikihotline_tokai@maff.go.jp</a>
近畿	075-414-9051	<a href="mailto:chiikihotline_kinki@maff.go.jp">chiikihotline_kinki@maff.go.jp</a>
中国四国	086-224-9416	<a href="mailto:chiikihotline_chushi@maff.go.jp">chiikihotline_chushi@maff.go.jp</a>
九州	096-300-6414	<a href="mailto:chiikihotline_kyushu@maff.go.jp">chiikihotline_kyushu@maff.go.jp</a>
沖縄	098-866-1652	<a href="mailto:kasseika.sodan.z2p@maff.go.jp">kasseika.sodan.z2p@maff.go.jp</a>



窓口一覧

農林水産省農村振興局農村計画課農村活性化推進室 農村整備推進班

電話：03-3502-6001

メール：chiikihotline@maff.go.jp